

「小文」について

田良島 哲

『貞丈雑記』巻九 書札に「小文」という一項があり、次のように述べられている。

小文（コブミ）と云は、半切紙の状也、書札条々に云、うすやう杉原などを半切にして書くを小文と申候、是は立文を略したる物にて候、又云、小文は、半切鳥の子、又杉原也、其ままおし折事はく上包ノ上下ヲ折ル事也、其儘トハヒネラザル也、少慮外也、御内書には、御小文はおし被折候、

小文とは「うすやう」＝鳥の子、あるいは杉原を半切にした書状で、包紙のある豎紙の書状を略礼化したものである。小文の場合、包紙の上下を捻らず、単に上下を折るだけでは若干礼を失するが、御内書である小文は「おし折る」のが通例だ、というのである。

我々の見る中世文書の中で斐紙文書は少数派であるが、その少数のなかの大多数が、この「小文」であることは、中世文書を多数見てくると、感覚的にうなずける。少数派であるということは、「小文」の文書としての機能が一時的なものであり、長期の保存が行われることが少なかったためだろうと思われる。その一方で、一旦残存している場合には、かなりの数がまとまっているところから見て、今日我々が想像する以上にこの「小文」形式の書状はよく用いられたものと思われる。今回研究で調査を行った上杉家文書及び大友家文書には、この「小文」の残存例が多数ある。前者はさまざまな発給者からの書状、後者は将軍の御内書と、それぞれ性格が異なっており、さらにいずれも原形をよくとどめているものが多いので、後世の故実書の記載と比較するには格好の材料である。本報告ではとりあえず故実書等の記述と、原文書を比較する作業を行ってみたい。

まず料紙であるが、薄様－鳥の子－杉原というグルーピングは自明のこととされている。ようである。「和翰集要」三、料紙之定法之事には「古来より武家は至近代迄、鳥の子紙を二ツ切にして、貴賤ともに書状を認候処、従天正文禄頃、鳥の子の書状令除略候」とあって、中世末まで、切った鳥の子紙が武家の書状料紙として最も普及していたという認識が示されている。一方、「書札作法抄」には「武家ニハ杉原ナラデハ文ヲバカカヌ事也、引合檀紙ナドニテハ、努々不可書」という記述があって、武家用の料紙は杉原でなくてはならない、という主張が見られる。どちらが正しいということではなく、中世後期には一般に、文書料紙について「引合・檀紙」、「杉原・鳥の子」を対立的に捉える見方があり、それが公家（あるいは寺社）－武家という関係に重ね合わせて考えられていたのではないかと推測される。

「小文」を作成する際の紙の使い方としては、やはり『貞丈雑記』の記載であるが、次のように述べられている。

小文の礼紙と云事、一紙三紙の礼とも云々、鳥の子又は杉原を三ツに切り調也、鳥の子の時は縦紙を三ツに積り、一ツ分切放し、残二ツ分を横に畳み、一ツ分切放し、残り二ツ分に文言を書く也、一ツ分礼紙にして巻き、右の縦紙にて表巻する也、杉原の時は、一枚横に三ツに積り、一ツ分切放して二ツに切り、礼紙表巻に用ひ、二ツ分へ状を書く也、上下を捻る事、紙よりにて結ぶ事、宛所以下上中下、常の縦文に同じ、紙の切様、左の絵図の如し、一枚紙を三ツに切て用るゆゑ、一紙三紙の礼紙といふなり、

として、図を掲げている。料紙が鳥の子の場合（A）は、まず縦紙の右三分の一を切り放し、残りを横に三等分して三分の二を本紙として文言を書き、三分の一は礼紙として本紙を巻く、という。これに対して、料紙が杉原の場合（B）は縦紙の下三分の一を切り放して、さらに縦に二等分して、礼紙と表巻に用い、上の三分の二を本紙とするのである。

以上の点を念頭において、実際のデータと比較してみる。例として上杉家文書の書状類から一群を取り上げてみよう。別表にデータを掲げた。まず本紙の横寸法であるが、「い16」をのぞくといずれも40センチから50センチで、もとの縦紙の幅をいっぱい使っている。すなわちこれらはB型の紙の使い方ということになる。『貞丈雑記』はこれは杉原の時と注釈を加えているが、実際は鳥の子を使う場合でもこのような紙の切り放し方をしていたことがわかる。B型の場合、懸紙の縦寸法（「表巻」にした場合の横寸法）は縦紙の縦寸法から、「小文」の本紙を切り放した残りになるはずであるから、この表に即して言えば、対になっている本紙と懸紙の縦寸法を足せば、もとの縦紙の鳥の子紙の縦寸法が復元できるわけである。そこで、「い16」を除く17通について計算してみると（ミリで表す）上から順に次のような結果になる

307 327 334 295 326 316 298 295 267 261 293 256 197 348 345
348 345

「い17」が20センチを切る以外は25センチから35センチの幅に収まっているので、これがもとの縦紙の縦寸法と考えられる。本紙の縦と懸紙の縦の比率は、『貞丈雑記』の記述に従えば二対一が標準となるが、これも計算してゆくと

1.56 1.51 1.25 1.45 1.46 1.50 1.22 1.50 1.45 1.51 1.02 1.37
1.63 1.55 1.60 1.81 1.69

となり、実際は三対二程度の比率が中心となっている。もっとも中には「い14」のようにほぼ縦を二等分した場合もある。実際「赤乾1へ」の一群である大館晴光書状四通は、いずれも本紙、懸紙とも寸法が16センチ前後で縦32センチあまりの懸紙を二等分していることになる。参考までに厚みの平均を掲げたが、いずれも有意な誤差は見られないので、本紙、懸紙とも同じ懸紙から切り放したことはこちらからも裏付けられる。

これまで調査を行った上杉家文書の「小文」では、本紙に懸紙の横幅一杯を使うB型の例が圧倒的に多い。この一群で例外である「い16」はA型、B型いずれにしても中途半端な寸法であるが、あるいはより小型の懸紙が存在したのであろうか。

以上のきわめて限られた結果からでも、斐紙の書状＝「小文」の現存例が一定の原則のもとに作成されていたことは予想されるが、今後は同種の文書で杉原のもの、あるいは中世人が認識する「檀紙・引合」のものとの間で、比較することによって、紙質の差による文書の厚礼・薄礼のより細かい区別や文書の持つ機能の差を浮かびあがらせる作業が必要であろう。

鳥の子の時は
如此きる也

表	巻
文を書	礼 紙

タテカミ
杉原の時は
如此切る也

文を書	礼
	紙
表	巻

タテカミ

文書番号	日付	文書名	宛所	差出	様式	形態	紙質	厚平均	縦	横
赤乾 1	い 3	島山ト山書状	長尾弾正左衛門尉殿	ト山 (花押)	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	7.00	187	448
赤乾 1	い 3	島山ト山書状	長尾弾正左衛門尉殿	ト山	書札様	切紙	斐紙 (鳥の子)	7.56	120	303
赤乾 1	い 4	島山ト山書状	長尾弾正左衛門尉殿	ト山 (花押)	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	7.55	197	488
赤乾 1	い 4	島山ト山書状	長尾弾正左衛門尉殿	ト山	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	8.31	130	312
赤乾 1	い 5	島山ト山書状	長尾弾正左衛門尉殿	ト山 (花押)	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	9.85	186	457
赤乾 1	い 5	島山ト山書状	長尾弾正左衛門尉殿	ト山	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	10.7	148	395
赤乾 1	い 6	島山ト山書状	長尾弾正左衛門尉殿	ト山 (花押)	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	11.6	120	250
赤乾 1	い 6	島山ト山書状	長尾弾正左衛門尉殿	ト山 (花押)	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	13.6	175	502
赤乾 1	い 7	島山ト山書状	長尾弾正左衛門尉殿	ト山	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	6.55	194	484
赤乾 1	い 7	島山ト山書状	長尾弾正左衛門尉殿	ト山	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	6.44	132	300
赤乾 1	い 8	島山ト山書状	長尾弾正左衛門尉殿	ト山 (花押)	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	10.3	190	499
赤乾 1	い 8	島山ト山書状	長尾弾正左衛門尉殿	ト山	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	8.81	126	272
赤乾 1	い 9	島山ト山書状	長尾弾正左衛門尉殿	ト山 (花押)	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	12.2	164	473
赤乾 1	い 9	島山ト山書状	長尾弾正左衛門尉殿	ト山	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	11.4	134	238
赤乾 1	い 10	島山ト山書状	長尾弾正左衛門尉殿	ト山 (花押)	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	14.2	177	499
赤乾 1	い 10	島山ト山書状	長尾弾正左衛門尉殿	ト山	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	14.6	118	251
赤乾 1	い 12	島山ト山書状	長尾弾正左衛門尉殿	ト山 (花押)	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	9.25	158	484
赤乾 1	い 12	島山ト山書状	長尾弾正左衛門尉殿	ト山	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	9.50	109	244
赤乾 1	い 13	島山ト山書状	長尾弾正左衛門尉殿	ト山 (花押)	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	7.35	157	434
赤乾 1	い 13	島山ト山書状	長尾弾正左衛門尉殿	ト山	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	6.81	104	282
赤乾 1	い 14	島山ト山書状	長尾弾正左衛門尉殿	ト山 (花押)	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	6.40	148	418
赤乾 1	い 14	島山ト山書状	長尾弾正左衛門尉殿	ト山	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	7.25	145	248
赤乾 1	い 15	島山ト山書状	長尾弾正左衛門尉殿	ト山 (花押)	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	9.35	148	484
赤乾 1	い 15	島山ト山書状	長尾弾正左衛門尉殿	ト山	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	10.1	108	243
赤乾 1	い 16	島山ト山書状	長尾弾正左衛門尉殿	ト山 (花押)	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	9.25	136	274
赤乾 1	い 16	島山ト山書状	長尾弾正左衛門尉殿	ト山	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	9.94	88	237
赤乾 1	い 17	島山ト山書状	長尾弾正左衛門尉殿	ト山 (花押)	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	6.75	122	438
赤乾 1	い 17	島山ト山書状	長尾弾正左衛門尉殿	ト山	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	7.31	75	207
赤乾 1	い 18	島山義総書状	長尾弾正左衛門尉殿	義総 (花押)	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	13.2	212	506
赤乾 1	い 18	島山義総書状	長尾弾正左衛門尉殿	義総	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	12.2	136	335
赤乾 1	い 19	島山義総書状	長尾弾正左衛門尉殿	義総 (花押)	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	11.7	213	504
赤乾 1	い 19	島山義総書状	長尾弾正左衛門尉殿	義総	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	12.4	132	336
赤乾 1	い 20	島山義総書状	長尾弾正左衛門尉殿	義総 (花押)	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	9.10	224	502
赤乾 1	い 20	島山義総書状	長尾弾正左衛門尉殿	義総 (花押)	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	10.4	124	354
赤乾 1	い 21	島山義総書状	長尾弾正左衛門尉殿	義総 (花押)	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	12.1	217	500
赤乾 1	い 21	島山義総書状	長尾弾正左衛門尉殿	義総	書札様	横切紙	斐紙 (鳥の子)	9.56	128	336